

前橋市監査委員公表第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 1 0 月 1 6 日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	長	岡	敏
同	鈴	木	俊
同	金	井	清

内 監
令和6年10月16日

前 橋 市 長 小 川 晶 様
前 橋 市 議 会 議 長 笠 原 久 様

前橋市監査委員	関 哲 哉
同	長 岡 敏 夫
同	鈴 木 俊 司
同	金 井 清 一

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し実施しました。

2 監査の種類

本監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき毎年度実施する財務監査

3 監査の対象

(1) 対象部局

未来創造部

政策推進課、未来政策課、交通政策課、情報政策課

こども未来部

こども支援課、こども施設課（第一保育所、上川淵保育所、南橋保育所、細井保育所、粕川保育所を含む。）

(2) 対象年度

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和5年度も対象としました。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、財務に関する事務については、関係法令に適合し、正確に行われているか、経営に係る事業の管理については、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化について努めているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点大項目として定めました。

(1) 補助金等交付事務

(2) 契約事務

(3) 財産管理事務

(4) 債権管理事務

(5) 現金取扱事務

(6) 雇用管理事務

5 監査の実施内容

財務執行や歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

6 監査期間

令和6年8月23日から令和6年10月11日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の対象とな

った事務が監査基準第15条第2項第1号に規定する、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについては、おおむね適正に行われていると認められましたが、次に記載のとおり一部に是正又は改善を要する指摘事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 未来創造部政策推進課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 未来創造部未来政策課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 未来創造部交通政策課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 未来創造部情報政策課（指摘事項1件）

(ア) 契約事務について（指摘事項）

ア 契約金額について

i 5 6 ソフトウェア仮想化ソリューション導入検証に係る支援業務において、見積合わせ通知書では、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって採用金額とすると記載しているにもかかわらず、異なった金額で契約を締結していた。
適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(5) こども未来部こども支援課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) こども未来部こども施設課（指摘事項1件）

(ア) 契約事務について（指摘事項）

ア 契約書について

公立保育所保育士派遣業務において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。

(イ) 労働者派遣に関する基本契約書において、契約規則第53条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

契約規則にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 労働者派遣に関する基本契約書第7条に基づく桂萱保育所の労働者派遣個別契約書において、仕様書と異なる就業時間が記載されていた。また、労働基準法第34条第1項に定める休憩時間が記載されていなかった。

仕様書に基づいた契約書を作成するとともに、労働基準法にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。